

### カテゴリー4—電子計算機

注 1：電子計算機、附属装置及び“ソフトウェア”であって、通信又は“ローカルネットワーク”機能を有するものは、カテゴリー5 パート 1（通信）の能力特性についても評価しなければならない。

注 2：中央処理装置、‘主記憶装置’又はディスク制御装置のバス又はチャンネルに直接接続する制御ユニットは、カテゴリー5、パート 1（通信）で定める通信装置とはみなされない。

注意：パケット交換機のために“特別に設計した”“ソフトウェア”の規制ステータスについては、ECCN 5D001（通信）を参照のこと。

#### Technical Note：

注 2 でいうところにおいて、‘主記憶装置’とは、中央処理装置により高速にアクセスするためのデータ及び命令列の一次記憶装置をいう。“デジタル電子計算機”の内部記憶装置及びキャッシュ記憶装置又はランダムアクセス拡張記憶装置等の階層的拡張記憶装置で構成される。

注 3：ECCN 4A005 及び 4D004 に掲げる貨物及び“ソフトウェア”であって、ECCN 5A002. a、5A004. a、5A004. b、5D002. c.、又は 5D002. c. 3 でも規制されるものは、引き続き、これらのエントリーによりカテゴリー5 パート 2 で規制される。

ECCN 4A005 及び 4D004 に掲げる貨物及び“ソフトウェア”であって、ECCN 5A002. a、5A002. z. 1、5A002. z. 6、5A004. a、5A004. b、5A004. z. 5、5D002. c. 1、5D002. c. 3、5D002. z. 6、5D002. z. 8、又は 5D002. z. 9 でも規制されるものは、引き続き、これらのエントリーによりカテゴリー5 パート 2 で規制される。カテゴリーパート 2 は、これらのカテゴリー4 の ECCN により規制される機能を実行するソースコードの要素、又は EAR の対象品目であって、暗号品目（EI）の機能が休止、除去若しくはその他の形態で存在しないのものには適用されない。

注 4：ECCN 4A005、4D001. a（4A005 若しくは 4D004 のためのもの）、4D004 に掲げる品目、並びに ECCN 4E001. a で指定される“技術”（ECCN 4E001. a（4A005、4D001. a（4A005 若しくは 4D004 のためのもの）又は 4D004 に係るもの）及び ECCN 4E001. c で指定される“技術”であって、他の ECCN において盗

聴（SL）理由でも規制されるものは、引き続き、SL の ECCN に番号分類される。

#### A. “最終品目”、“装置”、“附属品”、“アタッチメント”、“部品”、“部分品”、及び“システム”

4A001 電子計算機及び附属装置であって、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）、並びにこれらのための“電子組立品”及び“特別に設計した”“部分品”

許可要求事項

規制理由：NS、MT、AT、NP

Control(s)	Country Chart
	(§ 738 付則 1 参照)

NS エントリー全体に適用される。NS Column 2

MT 4A101 のパラメータに合致 MT Column 1

するか、超える場合、4A001. a の品目に適用される。

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

NP は、許可例外が適用できない場合に適用される。

適用される輸出許可審査方針の情報については EAR § 742. 3(b) を参照のこと。

#### 報告要求事項

許可例外に基づく輸出、及び認証最終需要者の認可の報告要求事項については EAR § 743. 1 を参照のこと。  
リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明については § 740 を参照のこと）

LVS: 4A001. a については \$5000；MT については適用されない。

GBS: 適用されない

#### STAI についての特別な条件

STA：4A001. a. 2 に掲げる貨物の、カントリーグループ A:6（EAR § 740 付則 1 参照）にリストされている仕向地への出荷には、許可例外 STA を使用してはならない。

規制品目リスト

関連規制：

(1) 4A101 及び 4A994 も参照のこと。

過渡的な電離放射のために設計され又は評価を得た装置については、“ITAR の対象”である（22 CFR § 120 から § 130 を参照のこと）。

(2) ECCN 4A994 又は EAR99 で指定されるコンピ

ユータに放射線硬化集積回路を組み込む行為は、それ自体が ECCN 4A001. a. 2 のパラメータを満たすことにはならない。

関連定義：4A001. a. 2 に掲げる集積回路でいうところにおいて、5,000 グレイ（シリコン換算）＝500,000 ラド（シリコン換算）。

5,000,000 グレイ（シリコン換算）/秒＝500,000,000 ラド（シリコン換算）/秒。

品目：

a. 次のいずれかに該当するように“特別に設計した”もの：

a. 1. 定格使用周囲温度が、228K（-45℃）より低いか、358K（85℃）を超えるもの；又は

注：4A001. a. 1. は、電子計算機であって、民生用の自動車、鉄道用の車両又は“民間航空機”の用途のために“特別に設計した”ものには適用されない。

a. 2. 次のいずれかの仕様を超える放射線照射に耐えられるもの：

a. 2. a. 全吸収線量が、5,000 グレイ（シリコン換算）；

a. 2. b. 障害を発生しない基準での吸収線量率が、 $5 \times 10^6$  グレイ（シリコン換算）/秒；又は

a. 2. c. 単事象障害によるエラー率が、 $1 \times 10^{-8}$  エラー/ビット/日；

Note：4A001. a. 2 は、“民間航空機”の用途のために“特別に設計した”電子計算機には適用されない。

b. [Reserved]

**4A003 “デジタル電子計算機”、“電子組立品”、及びこれらのための附属装置であって、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）、並びにこれらのために“特別に設計した”“部分品”**

許可必要事項

規制理由：NS、RS、CC、AT

Control (s)

Country Chart

(§ 738 付則 1参照)

NS 4A003. ~~b~~ 及び ~~e~~ **b、.c、及び.z.1** NS Column 1 に適用される。

NS 4A003. **g、及び.z.2** に適用される。 NS Column 2

RS 4A003. z で規制される品目に適用される。

EAR 付則 1 のカン  
トリーグループ  
D:1、D:4、及び  
D:5で指定される  
仕向地（カン  
トリーグループA:5  
又はA:6でも指定  
される仕向地を  
除く）又はこれら  
の国の国内。EAR §  
742. 6(a) (6)  
(iii)を参照のこ  
と。

CC コンピュータ化された指紋装置用の“デジタル電子計算機”に適用される。 CC Column 1

AT エントリー全体に適用される。 AT Column 1  
(APP が 0.0128 実効テラ演算以上で 70 実効テラ演算以下の“デジタル電子計算機”の規制については、4A994 を参照のこと)

注：“加重最高性能”(“APP”)が、70 実効テラ演算 (WT) 以下の電子計算機、及び 4A003. c で定める“電子組立品”であって、計算機能を集合させても “加重最高性能”(“APP”)が、70 実効テラ演算 (WT) を超える能力がないものについて、EAR § 740 付則 1 のカントリーグループ E:1 又は E:2 に掲げる国を除くすべての仕向地に対して輸出許可を要しない (NLR) (ただし、§ 746.3 (イラク) で示される特定の移転を除く)。

報告要求事項

コンピュータ Tier3 の仕向先への電子計算機の輸出についての特別な出荷後の確認報告及び記録保管の要求事項は、EAR § 743.2 で見出すことができる。

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと）

LVS：5000 ドル；(4A003. ~~b、及び.c~~ ~~4A003. b、c、及び.z~~には適用されない)。

GBS：4A003. g 並びにこれらのために“特別に設計した”“部品”及び“部分品”であって、個別に輸出されるもの又はシステムの一部として輸出され

るものについては、Yes。

APP : 4A003. b で規制される電子計算機、及び  
4A003. c で規制される“電子組立品”については、  
その他の技術的パラメータに関係なく、yes

AC/ACA : 4A003. z については Yes。

**リストに基づく許可例外の注 1** : ECCN 4A003. g、  
z. 2、又は z. 4 で指定される関連機器は、以  
下の条件をすべて満たす場合、許可例外 GBS  
が適用できる :

1. 関連機器がコンピュータシステムの一部とし  
て輸出、再輸出、又は移転（国内における移  
転）される場合、

2. コンピュータシステムが NLR に指定されてい  
るか、許可例外 APP が適用できる場合、及び

3. 関連機器が許可例外 APP の対象である場合

**注 2** : ECCN 4A003. z の許可例外の制限事項につ  
いては、EAR § 740. 2 (a) (9) (ii) を参照のこと。

#### 規制品目リスト

関連規制 :

~~(1) 4A090、4A994 及び 4A980 も参照のこと。~~

~~(2) ECCN 3A090 の注 4 も参照のこと。~~

関連定義 : ナシ

品目 :

注 1 : 4A003 には、以下を含む :

- ‘ベクトルプロセッサ’ (“AJUSTED PEAK PERFORMANCE” (“APP”) [加重最高性能] に対する Technical Note の注 7 で定義される) ;
- アレイプロセッサ;
- デジタルシグナルプロセッサ;
- 論理プロセッサ;
- “画像強調”のために設計した装置;

注 2 : 4A003 で定める“デジタル電子計算機”及び  
附属装置の規制ステータスは、次のすべてに該当す  
る場合、他の装置又はシステムの規制ステータスに  
よって決定される :

a. “デジタル電子計算機”又は附属装置であって、  
当該他の装置又はシステムを稼動するために必要不  
可欠であるもの ;

b. “デジタル電子計算機”又は附属装置であって、  
当該他の装置又はシステムの“主要な要素”でないも

の ; かつ

**注意 1** : 他の装置のために“特別に設計した”  
“信号処理”又は“画像強調”装置であって、その機能が  
当該他の装置に必要な機能に限定されたものの規制  
ステータスは、たとえ“主要な要素”の基準を超える  
としても、当該他の装置の規制ステータスによって  
決定される。

**注意 2** : 通信装置用の“デジタル電子計算機”及  
び附属装置の規制ステータスについては、カテゴリ  
—5 パート 1 (通信) を参照のこと。

c. “デジタル電子計算機”及び附属装置に係る技  
術については、4E で決定される。

a. [Reserved]

b. “デジタル電子計算機”であって、“加重最高性能  
(Adjusted Peak Performance)” (“APP”) が、**70**  
~~29~~実効テラ演算 (WT) を超えるもの ;

c. デジタル電子計算機の機能を向上するように“特  
別に設計”又は改造した“電子組立品”であって、プ  
ロセッサを集合させることにより、“APP”が 4A003. b  
の規制値を超えるもの ;

注 1 : 4A003. c は、“電子組立品”及びプログラム  
可能な内部接続であって、4A003. b の規制値を超え  
ないもののうち、装置に組み込まれていない“電子  
組立品”として出荷されるものに限り適用される。

注 2 : 4A003. c は、最大性能が 4A003. b の規制値  
を超えないデジタル電子計算機又はそのファミリー  
の計算機用に“特別に設計された”“電子組立品”につ  
いては規制しない。

d. から f. [Reserved]

**注意** : アナログデジタル変換機能を有する“電  
子組立品”、モジュール又は装置については、  
3A002. h を参照のこと。

g. “デジタル電子計算機”の演算処理の能力を向上  
させるために複数のデジタル電子計算機の間でデー  
タを転送するように“特別に設計した”、デジタル電  
子計算機の附属装置であって、1 リンク当たりの一  
方向のデータ転送速度が 2.0 ギガバイト毎秒を超え  
るもの。

注 : 4A003. g は、内部接続装置 (例えばバック  
プレーン接続装置、バス接続装置)、受動的なデー

タ転送の接続装置、“ネットワークアクセスコントローラ”又は“通信チャンネルコントローラ”については規制しない。

h. から y. [Reserved]

z. この ECCN 4A003 で指定される貨物であって、さらに 4A090 の性能パラメータを満たすか、それを超えるもの；

z. 1. 4A003. b 又は . c で指定される貨物であって、さらに ECCN 4A090 の性能パラメータラメータを満たすか、超えるもの；又は

z. 2. 4A003. g で指定される貨物であって、さらに ECCN 4A090 の性能パラメータラメータを満たすか、超えるもの。

4A004 電子計算機であって、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）、並びにこれらのための“特別に設計した”附属装置、“電子組立品”及び“部分品”

許可要求事項

規制理由：NS、RS、AT

Control (s)

Country Chart

( § 738 付則 1 参照)

NS エントリー全体に適用される。NS Column 2

RS 4A004. z で規制される品目 EAR740 付則 1 の カントリーグループD:1、 D:4、及びD:5で指定される仕向地 (カントリーグループA:5又はA:6でも指定される仕向地を除く) 又はこれらの国の国内。 EAR § 742. 6 (a) (6) (iii)を参照のこと。

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1 リストに基づく許可例外 (すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと)

LVS:\$5000

GBS:適用されない。

NAC/ACA : 4A004. z については Yes。

注 : ECCN 4A004. z に対する許可例外の制限事項について、EAR § 740. 2 (a) (9) (ii) を参照のこと。

規制品目リスト

関連規制 : ~~NS~~ ECCN 4A090 も参照のこと。

関連定義 : ナシ

品目 :

- a. 'シストリックアレイコンピュータ' ;
- b. 'ニューラルコンピュータ' ;
- c. '光コンピュータ' 。

Technical Notes :

1. 4A004. a でいうところにおいて、'シストリックアレイコンピュータ'とは、データの流れ又は変更が利用者によって、ロジックゲイトのレベルで動的に制御可能な計算機をいう。
2. 4A004. b でいうところにおいて、'ニューラルコンピュータ'とは、ニューロン（神経細胞又は神経突起）又はその集合体の作用を模擬するように設計又は設計変更された演算装置をいう。すなわち、以前のデータに基づいて多数の演算構成要素間の相互接続の重み付け及び数を調節できるハードウェアの能力によって、特徴付けられる演算装置を指す。
3. 4A004. cd6 でいうところにおいて、'光コンピュータ'とは、データ表現のために光を用いるように設計又は設計変更されている計算機であって、かつ、その演算論理素子が直接光学デバイスに結合しているものをいう。

d. から y. [Reserved]

z. 4A004 で規定される貨物であって、4A090 の性能パラメータを満たすか、それを超えるもの；

4A005 “侵入ソフトウェア”の作成、コマンド&コントロール、又は配信のために“特別に設計”又は改造された“システム”、“装置”、及びこれらのための“部分品” (規制品目リスト参照)

許可要求事項

規制理由：NS、RS、AT

Control (s)

Country Chart

( § 738 付則 1 参照)

NS エントリー全体に適用される。NS Column 1



RS 4A005.z で規制される品目に適用される。

EAR740 付則 1 の  
 カントリーグループ  
 D:1、D:4、及び  
 D:5 で指定される  
 仕向地（カントリー  
 グループ A:5  
 又は A:6 でも指定  
 される仕向地を除  
 く）又はこれらの  
 国の国内。EAR §  
 742.6(a)(6)  
 (iii) を参照のこと。

規制品目リストは ECCN の見出しに収載されている（4A005.z で規制される貨物を除く）。  
 a. から y. [Reserved]  
 z. 4A005 で規定される貨物であって、4A090 の性能パラメータを満たすか、それを超えるもの；

4A090 電子計算機であって、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）並びにこれらのための関連する装置、“電子組立品”、及び“部分品”  
 許可要求事項

規制理由：RS、AT

Control(s) Country Chart  
 (§ 738 付則 1 参照)

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1  
**報告要求事項**  
 許可例外に基づく輸出に対する報告要求事項、及び  
 認証最終需要者の認証に対する報告要求事項につい  
 て、EAR § 743.1 を参照のこと。

RS エントリー全体に適用される。

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明  
 について § 740 を参照のこと）

~~中国及びマカオ~~  
~~(§ 742.6(a)(6) 参照)~~  
 EAR740 付則 1 のカ  
 ントリーグループ  
 D:1、D:4、及び  
 D:5 で指定される  
 仕向地（カントリー  
 グループ A:5 又  
 は A:6 でも指定さ  
 れる仕向地を除  
 く）又はこれらの  
 国の国内。  
 EAR § 742.6(a)(6)  
 (iii) を参照のこ  
 と。

- LVS: 適用されない。
- GBS: 適用されない。
- APP: 適用されない。
- ACE: Yes (カントリーグループ E:1 又は E:2 を除く)。適用基準について EAR § 740.22 を参照のこと。

NAC/ACA: 4A005.z については Yes  
 注: ECCN 4A005.z の許可例外の制限事項につい  
 ては、EAR § 740.2(a)(9)(ii) を参照のこと。

**STA についての特別な条件**  
 STA: 許可例外 STA は、ECCN 4A005 で指定され  
 る品目の出荷に使用してはならない。

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1  
 リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明  
 について § 740 を参照のこと）

規制品目リスト  
 関連規制：  
 (1) USML のカテゴリー XI (b) で規定される防衛物  
 品、及び防衛物品に直接的に関連するソフトウ  
 ェアは、“ITAR の対象”である (22 CFR part 120  
 から 130 を参照)。  
 (2) ECCNs 4A090 も参照のこと。  
 関連定義：ナシ  
 品目：

LVS: 適用ナシ  
 GBS: 適用ナシ  
 NAC/ACA: 4A090 については Yes (データセンタ  
 ーでの使用を目的として設計若しくは販売され  
 ていない 3A090.a の IC を組み込んでいる品目で、  
 ‘総処理性能’が 4800 以上である場合、又は ECCN  
 4A090 の品目が 3A090.b の IC を組み込んでいる  
 場合、その品目がデータセンターでの使用を目的  
 として設計若しくは販売されている場合に限

る)。

規制品目リスト

関連規制：

(1) この ECCN に掲げる貨物のための関連する“ソフトウェア”については 4D090 を、この ECCN に掲げる貨物に係る“技術”については 4E001 を参照のこと。

(2) ECCN 4A003.z、4A004.z、4A005.z、5A002.z、5A004.z、及び 5A992.z も、参照のこと。

~~(3) ECCN 3A090 の注 4 も参照のこと。~~

関連定義：ナシ

品目：

a. 集積回路を組み込んだ電子計算機、“電子組立品”及び“部分品”であって、3A090.a の制限値を~~超えるもの。~~に合致するか、それを超えるもの。

~~b. b. [Reserved]~~

b. コンピュータ、“電子アセンブリ”、及び“部分品”（集積回路を含む）であって、3A090.b の制限値を満たすか超えるもの。

Technical Note：

4A090.a 及び b でいうところにおいて、電子計算機には、“デジタル電子計算機”、“ハイブリッド電子計算機”及びアナログ電子計算機を含む。

4A101 “ミサイル”で使用するように設計又は改造したアナログ電子計算機、“デジタル電子計算機”又はデジタル微分解析機（4A001 で規制されるものを除く）であって、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）

許可要求事項

規制理由：MT、AT

Control (s)

Country Chart

( § 738 付則 1 参照)

MT エントリー全体に適用される。MT Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740 を参照のこと）

LVS:適用されない。

GBS:適用されない。

規制品目リスト

関連規制：~~ナシ~~

ECCN 4A994 又は EAR99 で指定されるコンピュータに放射線硬化集積回路を組み込む行為は、それ自体で、そのコンピュータが ECCN 4A101.b のパラメータを満たすことにはならない。

関連定義：ナシ

品目：

a. 定格連続使用温度が、228K (-45°C) より低いか、328K (+55°C) を超えるもの；又は  
b. 耐久性を高めるように設計したもの又は“放射線照射に耐えられる”ように設計したもの。

注：4A101 でいうところにおいて、‘放射線照射に耐えられる’とは、“部品”、“部分品”又は装置が、全吸収線量が 50 万ラド(シリコン換算)以上となる放射線照射に耐えることができるように設計又は定格されていることをいう。

4A102 “ミサイル”のモデリング、シミュレーション又はデザイン統合のために“特別に設計した”“ハイブリッドコンピュータ”(これらの品目については、“ITAR の対象”である (22 CFR § 120 から § 130 を参照のこと。))

4A611 軍事用途のために“特別に設計された”電子計算機、並びにこれらのために“特別に設計された”“部品”、“部分品”、“附属品”、及び“アタッチメント”(USML のカテゴリーで列挙されているものを除く(これらは、ECCN 3A611 で規制される))

4A980 指紋装置のためのコンピュータ (他のエントリーで特定されていないもの)

許可要求事項

規制理由：CC、AT

Control (s)

Country Chart

( § 738 付則 1 参照)

CC エントリー全体に適用される。CC Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740 を参照のこと）

LVS:適用されない。

GBS:適用されない。

規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは ECCN の見出しに収載されている。

注：4A980 は、1 本の指に限定された装置であって、ユーザー認証又はアクセス制御のために設計されたものについては規制しない。

**4A994 電子計算機、“電子組立品”及び附属装置 (4A001 又は 4A003 で規制されないもの)、並びにこれらのために“特別に設計した”“部品”及び“部分品” (規制品目リスト参照)**

許可要求事項

規制理由：AT

Control(s)

Country Chart

(§ 738 付則 1参照)

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1 リストに基づく許可例外 (すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと)

LVS:適用されない。

GBS:適用されない。

規制品目リスト

関連規制：

(1) この ECCN に掲げる貨物のための関連“ソフトウェア”については 4D994 を参照のこと、この ECCN に掲げる貨物に係る関連“技術”については、4E992 を参照のこと。

(2) ECCN 4A003. z、4A004. z、4A005. z、5A002. z、5A004. z、及び 5A992. z も参照のこと。

関連定義：ナシ

品目：

注 1：4A994 で定める“デジタル電子計算機”及び附属装置の規制ステータスは、次のすべてに該当する場合、他の装置又はシステムの規制ステータスによって決定される：

a. “デジタル電子計算機”又は附属装置であって、当該他の装置又はシステムを稼動するために必要不可欠であるもの；

b. “デジタル電子計算機”又は附属装置であって、当該他の装置又はシステムの“主要な要素”でないもの；かつ

注意 1:他の装置のために“特別に設計した”“信号処理”又は“画像強調”装置であって、その機能が当該他の装置に必要な機能に限定されたものの規制ステータスは、たとえ“主要な要素”の基準を超えるとしても、当該他の装置の規制ステータスによって決定される。

注意 2: 通信装置用の“デジタル電子計算機”及び附属装置の規制ステータスについては、カテゴリ—5 パート 1 (通信) を参照のこと。

c. “デジタル電子計算機”及び附属装置のための技術については、4E で決定される。

a. 電子計算機及び附属装置、及び“電子組立品”、並びにこれらのために“特別に設計した”“部品”及び“部分品”であって、定格使用周囲温度が 343K (70°C) を超えるもの；

b. “デジタル電子計算機” (“信号処理”装置又は“画像強調”装置を含む) であって、“加重最高性能” (“APP”) が、0.0128 実効テラ演算 (WT) 以上のもの；

c. プロセッサを集合させることにより、性能を向上するように“特別に設計”又は改造した“電子組立品”であって、次のいずれかに該当するもの：

c. 1. 16 以上のプロセッサの構成で集合できるように設計したもの；

c. 2. [Reserved]

注 1：4A994. c は、“電子組立品”及びプログラム可能な内部接続であって、“APP”が 4A994. b の規制値を超えないもののうち、装置に組み込まれていない“電子組立品”として出荷されるものに限り適用される。“電子組立品”であって、その設計内容により 4A994. k で規制される附属装置として使用するように本質的に限定されているものには適用されない。

注 2：4A994. c は、デジタル電子計算機又はそのファミリーの計算機の最大性能が 4A994. b の規制値を超えないもののために“特別に設計された”“電子組立品”については規制しない。

d. [Reserved]

e. [Reserved]

f. “信号処理”装置又は“画像強調”装置であって、“加重最高性能” (“APP”) が、0.0128 実効テラ演算

(WT) 以上のもの；

g. [Reserved]

h. [Reserved]

i. 5A991 の制限値を超える”端末インタフェース装置”を内蔵している装置；

j. ”デジタル電子計算機”又は附属装置と外部との間でデータを転送するために”特別に設計した”装置であって、データ転送速度が 80Mbyte/s を超えるもの。

注：4A994. j は、内部接続装置（例えば、バックプレーン接続装置、バス接続装置）、受動的なデータ転送の接続装置、”ネットワークアクセスコントローラ”又は”通信チャンネルコントローラ”については規制しない。

k. ”ハイブリッド電子計算機”及び”電子組立品”並びにこれらのために”特別に設計した””部品”及び”部分品”のうち、アナログデジタル変換器を内蔵するものであって、次のすべての特性を有するもの：

k. 1. チャンネル数が 32 以上のもの；かつ

k. 2. 符号ビットを除いた分解能が 14 ビット以上のものであって、変換速度が 1 秒につき 200,000 回以上のもの。

l. 電子計算機、”電子組立品”、及び”部分品”（他のエントリーで指定されていないもの）であって、ECCN 3A991. p のいずれかの限度を超えるに合致するか、それを超える集積回路を組み込んだもの。

**Technical Note:**

4A994. l でいうところにおいて、コンピュータには”デジタル電子計算機”、”ハイブリッド電子計算機”、及びアナログ電子計算機を含む。

**B. 試験用、検査用及び”製造用の装置”**

[Reserved]

**C. ”材料”**

[Reserved]

**D. ”ソフトウェア”**

注：他のカテゴリーで定められる装置のための”ソフトウェア”の規制ステータスは、該当するカテゴリーの中で扱われる。

**4D001 ”ソフトウェア”であって、次のいずれかに該当するもの（規制品目リスト参照）**

許可要求事項

規制理由：NS、RS、CC、AT

Control(s)

Country Chart

( § 738 付則 1 参照)

NS エントリー全体に適用される。NS Column 1

RS 4A003. z、4A004. z、及び 4A005. z で規制される貨物のための”ソフトウェア”に適用される。

EAR740 付則 1 の カントリーグループ D:1、D:4、及び D:5 で指定される仕向地（カントリーグループ A:5 又は A:6 でも指定される仕向地を除く）又はこれらの国の国内 EAR § 742. 6(a) (6) (iii) を参照のこと。

CC は、CC 理由により 4A003 で規制されるコンピュータ化された指紋装置のための”ソフトウェア”に適用される。

CC Column 1

AT は、エントリー全体に適用される。

AT Column 1

**報告要求事項**

許可例外に基づく輸出、及び認証最終需要者の認可の報告要求事項についてはEAR § 743. 1を参照のこと。  
リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明については § 740を参照のこと）

TSR：Yes（次のいずれかに該当する”開発”又は”製造”のための”ソフトウェア”を除く）：

(1) ”加重最高性能” (APP) が、70WT を超える貨物；又は

(2) A005 で規制される貨物若しくは 4D004 で規制される”ソフトウェア”。

APP：特定の国に対しては yes（適用できる基準については EAR § 740. 7 を参照のこと）。

ACE：

4D001. a（ECCN 4A005 又は 4D004 で指定される装置又は”ソフトウェア”の”開発”、”製造”又は”



使用“のためのもの”については Yes（ントリーグループ E:1 又は E:2 を除く）。適用基準については EAR § 740.22 を参照のこと。

**注：4A003.z、4A004.z、及び 4A005.z で規制される貨物のためのソフトウェア”の許可例外の制限事項については、EAR § 740.2(a)(9)(ii) を参照のこと。**

#### STAについての特別な条件

STA：ECCN 4A001.a.2 で指定される装置の“開発”又は“製造”のため、又は“加重最高性能”（“APP”）が、70WT テラ演算（WT）を超える“デジタル電子計算機”の“開発”又は“製造”のために“特別に設計又は改造された”“ソフトウェア”の、ントリーグループ A:6（EAR § 740 付則 1 参照）にリストされている仕向地への出荷又は伝送には、許可例外 STA を使用してはならない；かつ、ントリーグループ A:5 又は A:6 でリストされる仕向地への 4D001.a で指定される“ソフトウェア”であって、ECCN 4A005 で指定される装置の“開発”又は“製造”のために“特別に設計”されたものの出荷又は伝送に使用してはならない。

#### 規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：

- a. 4A001、4A003、4A004、4A005 又は 4D（4D090、4D980、4D993 若しくは 4D994 を除く）で規制される装置又は“ソフトウェア”の“開発”又は“製造”のために“特別に設計”又は改造した“ソフトウェア”；
- b. “ソフトウェア”（4D001.a で規制されるものを除く）であって、次のいずれかに該当する装置の“開発”又は“製造”のために“特別に設計”又は改造したものの：
  - b.1. “加重最高性能”（“APP”）が、24 実効テラ演算（WT）を超える“デジタル電子計算機”；
  - b.2. デジタル電子計算機の機能を向上するように“特別に設計”又は改造した“電子組立品”であって、プロセッサを集合させることにより、“APP”が 4D001.b.1 の限度を超えるもの。

**4D004 “侵入ソフトウェア”の作成、コマンド&コン**

**トロール、又は配信のために“特別に設計”又は改造された“ソフトウェア”**

許可要求事項

規制理由：NS、AT

Control(s)

Country Chart

（§ 738 付則 1 参照）

NS エントリー全体に適用される。NS Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

**リストに基づく許可例外**（すべての許可例外の説明について § 740 を参照のこと）

TSR：ナシ

APP：ナシ

ACE：Yes（ントリーグループ E:1 又は E:2 を除く）適用基準について EAR § 740.22 を参照のこと。

#### STAについての特別な条件

STA：許可例外 STA は、ECCN 4D004 で指定される“ソフトウェア”の出荷又は伝送に使用してはならない。

#### 規制品目リスト

関連規制：USML のカテゴリ XI (b) で規定されるソフトウェア、及び防衛物品に直接的に関連するソフトウェアは、“ITAR の対象”である。

§ 120.10(a)(4) を参照のこと。

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは ECCN の見出しに収載されている。

**注：**4D004 は、次のすべてを満たす“ソフトウェア”を更新又はアップグレードするために専用に設計され、かつ、限定された“ソフトウェア”には適用されない：

- a. その更新又はアップグレードが、それを受けるシステムの所有者又は管理者の承諾を受けた場合に限り動作すること；かつ
- b. 更新又はアップグレード後に、更新又はアップグレードされた“ソフトウェア”は、次のいずれにも該当しないこと：
  1. 4D004 で指定される“ソフトウェア”；又は
  2. “侵入ソフトウェア”。

**4D090 4A090 で指定されるコンピュータ及び関連**

**装置、“電子組立品”並びにこれらのための“部分品”**

## 許可要求事項

規制理由：RS、AT

Control(s) Country Chart  
(§ 738 付則 1参照)RS エントリー全体に適用される。中国及びマカオ。  
(§ 742.6(a)(6)参照)AT エントリー全体に適用される。AT Column 1  
リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明  
について § 740を参照のこと）

TSR：ナシ

## 規制品目リスト

関連規制：この ECCN に掲げるソフトウェアに係  
る関連“技術”については、4E001 を参照のこと。

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは ECCN の見出しに収載されている。

**4D980 4A980 で規制される貨物の“開発”、“製造”  
又は“使用”のために“特別に設計した”“ソフトウェア”**

## 許可要求事項

規制理由：CC、AT

Control(s) Country Chart  
(§ 738 付則 1参照)

CC エントリー全体に適用される。CC Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1  
リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明  
について § 740を参照のこと）

TSR:適用されない。

## 規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは ECCN の見出しに収載されている。

**4D993 “プログラム”の試験及び検証用の“ソフト  
ウェア”、“ソースコード”の自動生成を可能にする”  
ソフトウェア”及びオペレーティングシステム”ソフト  
ウェア”であって、実時間処理を行う装置のため****に“特別に設計した”もの（規制品目リスト参照）**

## 許可要求事項

規制理由：AT

Control(s) Country Chart  
(§ 738 付則 1参照)AT エントリー全体に適用される。AT Column 1  
リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明  
について § 740を参照のこと）

TSR：適用されない。

## 規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：“Global interrupt latency  
time”[全体割込み待ち時間]は、事象に基づく割  
込みを認識し、割込みサービスを行い、割込み  
処理を実行するために待機中のメモリ常駐タス  
クへ受渡しを行なうまでに、電子計算機システ  
ムが必要とする時間をいう。

品目：

a. 数学技術及び解析技術を使用した“プログラム”の  
検査及び検証”ソフトウェア”であって、500,000”ソ  
ースコード”命令を超える”プログラム”のために設計  
又は改造したもの；b. 商務省規制品目リストで定める外部センサーから  
オンラインで得られたデータから”ソースコード”を  
自動生成することができる”ソフトウェア”；又はc. オペレーティングシステム”ソフトウェア”であっ  
て、“全体割込み待ち時間”が 20 マイクロ秒未満を保  
証する”実時間処理を行う装置”のために“特別に設計  
した”もの。**4D994 “ソフトウェア”（4D001 で規制されるもの  
を除く）であって、4A101 又は 4A994 で規制される  
装置の“開発”、“製造”又は“使用”のために“特別に設  
計”又は改造したもの**

## 許可要求事項

規制理由：AT

Control(s) Country Chart  
(§ 738 付則 1参照)AT エントリー全体に適用される。AT Column 1  
リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明  
について § 740を参照のこと）

TSR:適用されない。

規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは ECCN の見出しに収載されている。

E. "技術"

4E001 "技術"であって、次のいずれかに該当するもの(規制品目リスト参照)

許可要求事項

規制理由：NS、MT、RS、CC、AT

Control(s)

Country Chart

(§ 738 付則 1参照)

NS エントリー全体に適用される。NS Column 1

(4A090 に係る"技術"又は 4D090 で指定される"ソフトウェア"に係る"技術"を除く)。

NS エントリー全体に適用される NS Column 1

(4A090 に係る技術又は 4D090 で指定される"ソフトウェア"に係る技術を除く)。

MT は、MT 理由により 4A001. a MT Column 1

及び 4A101 で規制される品目に係る"技術"に適用される。

~~RS は、4A090 で規制される貨物又は 4D090 で指定される"ソフトウェア"に係る"技術"に適用される。~~ 中国及びマカオ ( § 742. 6 (a) (6) 参照)

RS は、4A003. z、4A004. z、4A005. z、4A090 で規制される貨物又は 4D001 (4A003. z、4A004. z、及び 4A005. z のためのもの)、4D090 で指定される"ソフトウェア"に係る"技術"に適用される。

EAR740 付則 1 のカントリーグループ D:1、D:4、及び D:5 で指定される仕向地(カントリーグループ A:5 又は A:6 でも指定指定される仕向地を除く)又はこれらの国の国内 EAR § 742. 6 (a) (6) (iii) を参照のこと。

CC は、CC 理由により 4A003 で規制されるコンピュータ化された指紋装置に係る"技術" CC Column 1

に適用される。

AT エントリー全体に適用され AT Column 1 する。

報告要求事項

許可例外に基づく輸出、及び認証最終需要者の認可の報告要求事項についてはEAR § 743. 1を参照のこと。リストに基づく許可例外(すべての許可例外の説明について § 740を参照のこと)

TSR : Yes (次のいずれかに該当するものを除く):

(1) "加重最高性能" ("APP")が、70WT を超える貨物の"開発"若しくは"製造"に係る"技術"; 又は 4A005 で規制される貨物若しくは 4D004 で規制される"ソフトウェア"の"開発"若しくは"製造"に係る"技術"; 又は

(2) "侵入ソフトウェア"の"開発"に係る"技術"。APP : 特定の国に対しては yes (適用できる基準については EAR § 740. 7 を参照のこと)。

ACE : 4E001. a (ECCN 4A005 又は 4D004 で指定される装置又は"ソフトウェア"の"開発"、"製造"又は"使用"に係るもの) 及び 4E001. c については Yes (カントリーグループ E:1 又は E:2 を除く)。適用条件については EAR § 740. 22 を参照のこと。

注 : ECCN 4A003、4A004、若しくは 4A005 又は 4D001 で指定される"ソフトウェア" (4A003. z、4A004. z、及び 4A005. z のためのもの) における z 項に係る技術の許可例外に対する制限事項について、EAR § 740. 2 (a) (9) (ii) を参照のこと。

STAIについての特別な条件

STA : 次のいずれかに該当する装置又は"ソフトウェア"の"開発"又は"製造"に係る General Technology Note の対象となる"技術"の、カントリーグループ A:6 (EAR § 740 付則 1 参照) にリストされている仕向地への出荷又は伝送には、許可例外 STA を使用してはならない :

- a. ECCN 4A001. a. 2 で指定される装置 ;
- b. '加重最高性能' ('APP')が、70 実効テラ演算 (WT) を超える"デジタル電子計算機"; 又は
- c. EAR § 740. 20 (c) (2) にリストされている 8

つの仕向地への、ECCN 4D001 の許可例外欄で見出せる許可例外 STA の中で指定される“ソフトウェア”；

かつ、カントリーグループ A:5 又は A:6 でリストされる仕向地への 4E001.a で指定される“技術”（ECCN 4A005 若しくは 4A090 で指定される装置、又は 4D004、若しくは 4D090 で指定される“ソフトウェア”の“開発”、“製造”、又は“使用”に係るもの）並びに 4E001.c で指定される“技術”の出荷又は伝送に使用してはならない。

かつ、カントリーグループ A:5 又は A:6 でリストされる仕向地への 4E001.a で指定される“技術”（ECCN 4A005 若しくは 4A090 で指定される装置又は 4D004 若しくは 4D090 で指定される“ソフトウェア”の“開発”、“製造”、又は“使用”に係るもの）並びに 4E001.c で指定される“技術”の出荷又は伝送に使用してはならない。

#### 規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：

- a. 4A (4A980 若しくは 4A994 を除く、及び 4A090 で規制される装置の“使用”を除く) 或いは 4D (4D980、4D993、4D994 を除く、及び 4D090 で規制されるソフトウェアの“使用”を除く) 4A (4A980 若しくは 4A994 を除く) 又は 4D (4D980、4D993、4D994 を除く) で規制される装置又は“ソフトウェア”の“開発”、“製造”又は“使用”に係る General Technology Note の対象となる“技術”；
- b. 次のいずれに該当する装置の“開発”又は“製造”に係る General Technology Note の対象となる“技術”（4E001.a で指定されるものを除く）：
- b. 1. “加重最高性能” (“APP”) が、24 実効テラ演算 (WT) を超える“デジタル電子計算機”；
- b. 2. デジタル電子計算機の機能を向上するように特別に設計又は改造した“電子組立品”であって、プロセッサを集合させることにより、“APP”が 4E001.b.1 の規制値を超えるもの。
- c. “侵入ソフトウェア”の“開発”に係る“技術”。
- 注 1：4E001.a 及び 4E001.c は、“脆弱性開示”又

は“サイバーインシデント対応”には適用されない。

注 2：注 1 は、4E001.a 及び 4E001.c への順守を確認する国内当局の権利を減じるものではない。

#### 4E980 4A980 で規制される貨物の“開発”、“製造”又は“使用”に係る“技術”

許可要求事項

規制理由：CC、AT

Control(s)

Country Chart

(§ 738 付則 1 参照)

CC エントリー全体に適用される。CC Column 1

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740 を参照のこと）

TSR：適用されない。

規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは ECCN の見出しに収載されている。

4E992 “技術”（4E001 で規制されるものを除く）であって、4A994 規制される装置、又は 4D993 若しくは 4D994 で規制される“ソフトウェア”の“開発”、“製造”又は“使用”に係るもの

許可要求事項

規制理由：AT

Control(s)

Country Chart

(§ 738 付則 1 参照)

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明について § 740 を参照のこと）

TSR：適用されない。

規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは ECCN の見出しに収載されている。

4E993 “技術”であって、“並列処理機能”のために設計した装置の“開発”又は“製造”に係るもの



**許可要求事項**

規制理由：AT

Control(s)

Country Chart

( § 738 付則 1参照)

AT エントリー全体に適用される。AT Column 1

リストに基づく許可例外（すべての許可例外の説明  
について § 740を参照のこと）

TSR：適用されない。

規制品目リスト

関連規制：ナシ

関連定義：ナシ

品目：

規制品目リストは ECCN の見出しに収載されている。

**EAR99** EAR 対象品目であって、この CCL のカテゴリー又は CCL の他のどのカテゴリーの中でも、他に指定されていないものは、番号 EAR99 で指定される。

## “AJUSTED PEAK PERFORMANCE” (“APP”) [加重最高性能]に対するテクニカルノート

“APP” は、64 ビット以上の浮動小数点加算と乗算を実行する“デジタル電子計算機”に適用される加重された最高性能である。

このテクニカルノートで使用される略語

n : “デジタル電子計算機のプロセッサ数  
i : プロセッサ番号 (i, ... n)  
ti : プロセッサのサイクル時間 (ti = 1/Fi)  
Fi : プロセッサの周波数  
Ri : 最高浮動小数点演算速度  
Wi : アーキテクチャ加重係数

“APP” は、1 秒間に実行される浮動小数点演算を 1 兆回単位に示したものに加重係数を乗じたもの (WT: Weighted TeraFLOPS) として示される。

“APP”の算出方法の概要は、次の通り。

1. それぞれのプロセッサ i に対して、“デジタル電子計算機”のそれぞれのプロセッサでサイクル毎に実行される、64 ビット以上の浮動小数点演算 (FP0i) の最高数を決定する。

注: FP0 の決定にあたっては、64 ビット以上の浮動小数点加算命令又は乗算命令のみを含める。全ての浮動小数点演算はプロセッササイクル毎の演算で示さなければならない。複数サイクルを要求する演算は、サイクル数で除した結果もって示して良い。64 ビット以上の浮動少数点オペランド計算を実行する機能を有しないプロセッサに対しては、実効演算速度 R は 0 である。

2. それぞれのプロセッサに対して、 $R_i = FP0i/t_i$  により浮動小数点演算速度 R を算出する。

3. “APP” を次のように算出する。

$$\text{“APP”} = W_1 \times R_1 + W_2 \times R_2 + \dots + W_n \times R_n$$

4. ‘ベクトルプロセッサ’に対しては  $W_i = 0.9$ 、非‘ベクトルプロセッサ’に対しては  $W_i = 0.3$  とする。

注 1: 乗加算器のように一つのサイクルで混合演算処理を行うプロセッサでは、各々の演算を算出する。

注 2: パイプラインプロセッサに対しては、実効演算速度 R は、完全パイプライン速度[一旦、パイプラインがフルになった場合の速度]と非パイプライン速度とを比較して速い方のパイプライン速度を採用する。

注 3: それぞれのプロセッサの演算速度 R は、複合体の“APP” が算出される前に理論上可能な最高値で算出されること。電子計算機の製造業者が電子計算機のマニュアル又はパンフレットで同時又は並行の動作又は実行を公表している場合には、同時動作があるものとみなす。

注 4: “APP” の算出に際しては、入出力機能及び周辺機能 (例. ディスク駆動装置、通信制御装置及び表示装置) に限られたプロセッサは含めない。

注 5: “ローカルエリアネットワーク”、ワイドエリアネットワーク、入出力装置を共有するための接続 (内部接続を含む) 装置、入出力制御装置、その他あらゆる“ソフトウェア”で実現されている通信接続装置により接続されている場合、プロセッサの組み合わせとして “APP” を算出する必要はない。

注 6: 集合体で性能を向上するように特別に設計されたものであって、同時動作が可能であり、かつ、記憶装置を共有するプロセッサを含むプロセッサの組合せについては、‘APP’ 値を算出しなければならない。

Technical Notes :

1. 集積回路のダイに対しては、同じダイ上にある全てのプロセッサ及びアクセラレータであって、同時に動作するものをA P P算出の対象としなければならない。
2. プロセッサの組合せが記憶装置を共有するとは、任意のプロセッサが、いかなるソフトウェアの機構の関与なしに、キャッシュラインやメモリワードでのハードウェア伝送を介してシステム内の任意のメモリロケーションにアクセス可能な時をいう。なお、4A003.c、z.1、又はz.3で指定されるデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品を使用することにより実現するものを含む。

注 7: ‘ベクトルプロセッサ’ は、浮動小数点ベクトル(64 ビット以上のデータの1次元配列)において多重処理を同時に実行する組み込まれた命令群を持ったプロセッサであって、少なくとも2つのベクトル機能部を有し、かつ、それぞれについて少なくとも64の要素を持つ少なくとも8つのベクトルレジスタを有するものと定義する。